

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 件 名 | PCB廃棄物運搬・処理業務 |
| 2 業務場所 | 三重県名張市中知山1-166 青蓮寺ダム管理所 |
| 3 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月12日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「その他(役務の提供)」、営業品目「廃棄物処理」の認定を受けていること。
かつ、廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき「低濃度PCB含有廃棄物 その他汚染物」の無害化処理認定を受けた者であること。(令和8年6月1日現在) |
| 3 見積書等 | |
| 1)様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※ 4)提出先に記載されたアドレス及び番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)によるものとします。 |
| 3)提出期限 | 令和8年9月1日 17:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
MAIL nyukei_kizuso@water.go.jp FAX 0595-64-8964 |
| 5)担当者 | 経理課 坂尾 |
| 6)質問書
提出期限 | 令和8年8月24日 17:00 まで
※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とします。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月4日 14:00までとします。 |
| 8)その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 その他 | 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに契約書を作成するものとします。
3)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

P C B 廃棄物運搬・処理業務

仕 様 書

令和 8 年 8 月

独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、PCB廃棄物運搬・処理業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

三重県名張市中知山1-166 青蓮寺ダム管理所

2-2 業務概要

本業務は、独立行政法人水資源機構青蓮寺ダム管理所が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」とする）（汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下）を処理施設へ運搬後、適切に処理するものである。

2-3 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和9年3月12日までとする。

2-4 業務数量

業務数量は、別紙-1のとおりである。

第3節 提出書類

提出書類名	部数	提出期限	摘要
業務計画書	1部	契約後速やかに	収集運搬方法（運搬経路）、 処理手順等
処理報告書	1部	処理終了後速やかに	マニフェスト、業務写真

第4節 関係法令遵守

本業務の履行にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
3. 低濃度PCB汚染廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 令和元年12月）
4. 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 令和6年10月改訂）
5. その他関係法令等

第5節 安全対策

受注者は、実施にあたり、法令等に基づき飛散対策等必要な安全対策を行うものとする。

第6節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により担当職員に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第7節 建設副産物実態調査（センサス）

本業務は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、業務計画書に添付するとともに、電子データを発注者に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は業務完了時に電子データで発注者に提出するものとする

第8節 交通安全管理

8-1 交通に対する規制

受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

8-2 過積載による違反運行の防止対策

受注者は、積載重量制限を越えて低濃度PCB廃棄物を積み込まず、また積み込ませないこと。

第9節 ウィルス対策

受注者は、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第10節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 受注者は、業務実施のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、業務実施に関し発注者から提供を受けた情報については、業務完了後又は、業務期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。業務実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第11節 設計変更等

1. 本業務の契約後、設計内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

本業務における設計変更は、次の内容を想定する。

- (1) 低濃度PCB廃棄物の運搬、処理数量変更

第12節 再委託

1. 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとする。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等の再委託にあたっては、この限りでない。
2. 低濃度PCB廃棄物の運搬・処理について、やむを得ず再委託する必要がある場合は第1章第4節に示す関係法令に従い適切に実施すること。ただし、低濃度PCB廃棄物の運搬・処理について再々委託は認めない。

第13節 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

第14節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 運搬・処理

第1節 業務範囲

本業務の業務範囲は、別紙－1に示す低濃度PCB廃棄物の搬出元での積み込み、運搬、搬出先処理場での荷降ろし及び低濃度PCB廃棄物の処理を行うものである。

第2節 廃棄物の種類

処理する低濃度PCB廃棄物は、塗替塗装工事で発生した塗膜、防護服等汚染物である。塗膜は、剥離剤（リペアソルブS）を用いて除去したため、低濃度PCB廃棄物には用いた剥離剤も含んでいる

処理する低濃度PCB廃棄物の分析結果は、別紙－2に示す溶出試験結果及び別紙－3に示す含有量試験結果のとおりである。

第3節 収集運搬

3－1 収集場所

三重県名張市中知山1－166 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所
青蓮寺ダム管理所 受電室

3－2 収集時期

収集時期は、契約締結日以降とする。

3－3 運搬

運搬は、廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定を受けた処理場に運搬するものとする。

3－4 荷姿

低濃度PCB廃棄物は、荷姿は20Lペール缶として引き渡す。発生した20Lペール缶も、受注者にて適正に処理するものとする。

第4節 処理

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定を受けた者が、法令等に基づき適切に処理するものとする。

以 上

別紙－ 1

種類	数量	性状	荷姿	取り扱う際の注意事項
PCB含有塗膜 (剥離剤含む)	288kg	低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度2.6mg/kg)	20L ペール缶	1. 高温にさらされないようにすること。 2. 飛散、流出の恐れが無いよう必要な措置を講じること。 3. 転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等粗暴な行為をしないこと。 4. 万一飛散、流出した場合には、回収等必要な措置を講じること。
PCB含有塗膜付着 防護服等汚染物	29kg	低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度2.6mg/kg)	20L ペール缶	

※数量は、封入していたペール缶を含む。

分析結果報告書

東海技水第 24126042-002 号

令和 6 年 12 月 19 日

独立行政法人水資源機構

様

計量証明事業 愛知県知事登録 第262号

一般財団法人 東海技術センター

理事長 平井 修司

名古屋市名東区猪子石二丁目7-120番地

TEL (052) 771-5161(代) 〒465-0021

持込		(令和 6 年 12 月 6 日受入)		試料の種類・採取場所・採取日時・天候・採取者名は 依頼者のお申し出により記入しました。	
試料の種類	塗膜片				
採 取 場 所	取水塔開閉装置室床面				
採 取 日 時	令和 6年 12月 2日	天候	晴		
採 取 者 名	有限会社丸福興業				

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず	アルキル水銀化合物の「検出されず」とは、定量下限値(0.0005mg/L)を下回ることを示す。
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.0005未満	
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.011	
4	鉛又はその化合物	mg/L	30	
5	有機燐化合物	mg/L	0.1未満	
6	六価クロム化合物	mg/L	0.04未満	
7	砒素又はその化合物	mg/L	0.005未満	
8	シアン化合物	mg/L	0.1未満	
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.002未満	
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	
12	ジクロロメタン	mg/L	0.036	
13	四塩化炭素	mg/L	0.001未満	
14	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	
15	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	
(別紙につづく)				

[備考] 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令第4条の規定に基づく、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法。検液の作成は、環境庁告示第13号第1の表の試料液のイの方法で行った。但し、揮発性有機化合物の検液の調整は別表第3(3)ハ(イ)の方法で行った。
工事名：青蓮寺ダム選択取水設備外塗装工事

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	
19	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	
20	チウラム	mg/L	0.006未満	
21	シマジン	mg/L	0.003未満	
22	チオベンカルブ	mg/L	0.02未満	
23	ベンゼン	mg/L	0.001未満	
24	セレン又はその化合物	mg/L	0.005未満	
25	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05未満	
	(以下余白)			

分析結果報告書

東海技水第 24126042-004 号

令和 6 年 12 月 19 日

独立行政法人水資源機構 様

計量証明事業 愛知県知事登録 第262号
一般財団法人 東海技術センター
理事長 平井 修司
名古屋市名東区猪子石二丁目7番地
TEL (052) 771-5161(代) 〒465-0021

持込		(令和 6 年 12 月 6 日受入)		試料の種類・採取場所・採取日時・天候・採取者名は 依頼者のお申し出により記入しました。	
試料の種類	塗膜片				
採 取 場 所	取水塔開閉装置室床面				
採 取 日 時	令和 6年 12月 2日	天候	晴		
採 取 者 名	有限会社丸福興業				

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
1	鉛	wt%	13	
2	P C B	mg/kg	2.6	
3	六価クロム	wt%	0.009	
	(以下余白)			
[備考] PCB分析方法：低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)令和2年10月環境省 第2章8. 塗膜くず(含有量試験)に定める方法 工事名：青蓮寺ダム選択取水設備外塗装工事				

業 務 数 量 総 括 表

業務名

PCB廃棄物運搬・処理業務

独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所

業務数量総括表

業務名	PCB廃棄物運搬・処理業務 (当 初)				事業区分	—
					工事区分	—
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接費		式		1		
積込・運搬費		式		1		
処理費		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
請負費		式		1		

PCB廃棄物運搬・処理業務

参 考 資 料

1. 参考数量表
2. 概略工程表
3. 参考図面

この参考資料(または「参考図面」以下同じ)は、あくまでも入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書の一部ではない。

したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は業務条件等を十分考慮して、完了させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

令和8年8月

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所

1. 参考数量等

①資材単価等一覧表

【掲載事項】

・本資料に掲載する単価は、建設物価(一般財団法人建設物価調査会)及び積算資料(一般財団法人経済調査会)に示されていない資材単価等である。

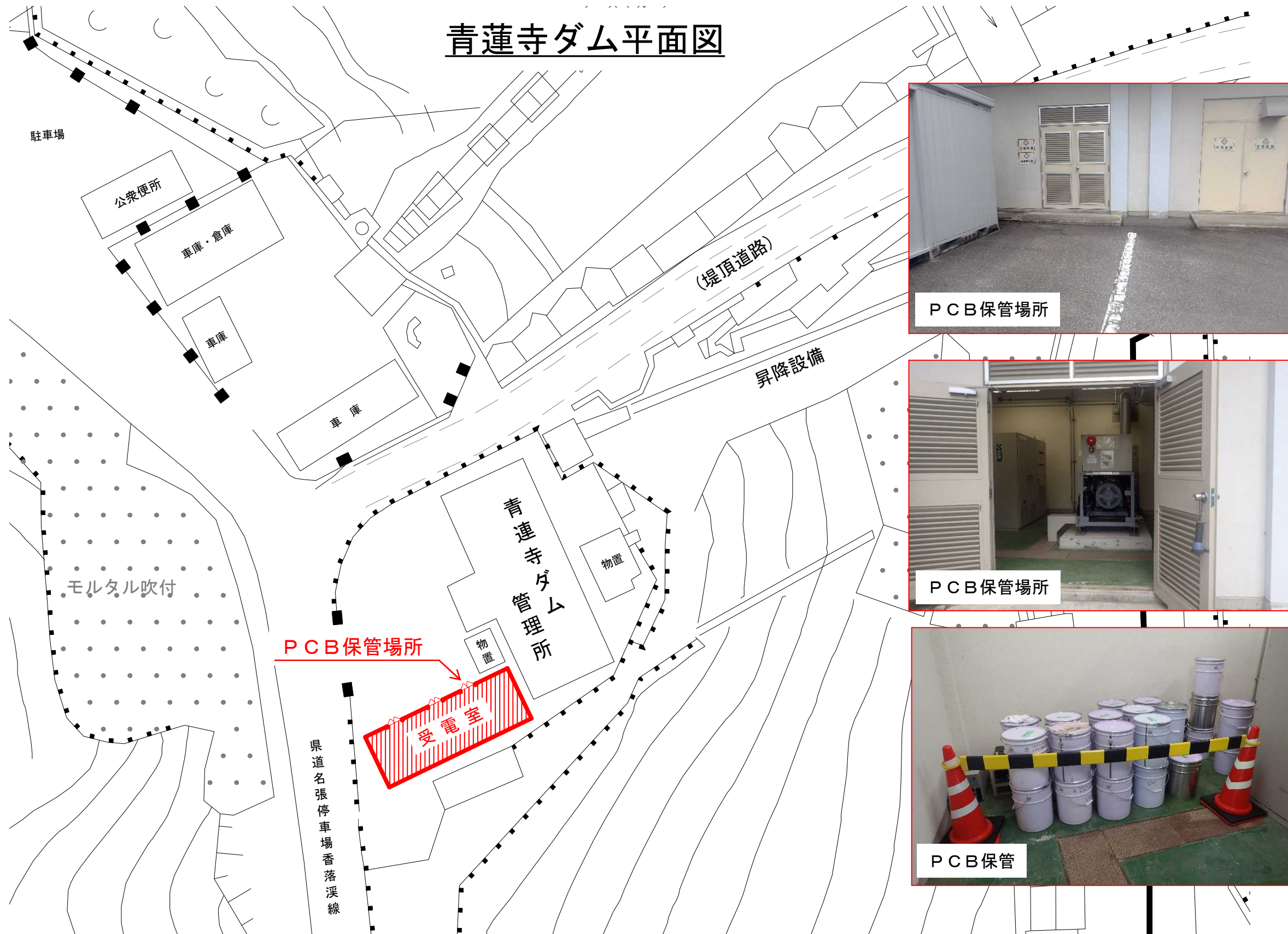
番号	名称	規格	単位	単価(円)
1	産業廃棄物処分費 (塗膜片・剥離 剤・ペール缶)	PCB含有物質の処分費用(塗膜片・剥離剤・汚染物を封入したペール缶20L)、発生場所：三重県名張市中知山地内	kg	800
2	産業廃棄物処分費 (防護服等汚染 物・ペール缶)	PCB含有物質の処分費用(防護服等汚染物・汚染物を封入したペール缶20L)、発生場所：三重県名張市中知山地内	kg	800
3	PCB含有物輸送費	低濃度PCB廃棄物積載トラックの輸送費、塗膜片、剥離剤、防護服等汚染物、ペール缶積載、荷姿：ペール缶20L、積載量1t以下、建物内からの搬出積載、処分場での荷下ろし含む、発生場所：三重県名張市中知山地内	台	950,000

2. 概略工程表

[illegible]

3. 参考図面

青蓮寺ダム平面図



件 名	P C B 廃棄物運搬・処理業務		
名 称	青蓮寺ダム平面図		
登録番号	-	整理番号	0 0 1
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所			

業 務 請 負 契 約 書

- 1 業務の名称 PCB 廃棄物運搬・処理業務
- 2 業 務 場 所 三重県名張市中知山 1－1 6 6 青蓮寺ダム管理所
- 3 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)

排出事業者：独立行政法人水資源機構分任契約職 木津川ダム総合管理所長
竹内 宏隆（以下「発注者」という。）と、収集運搬及び処分業者：〇〇
（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場：独立行政法人水資源機
構 木津川ダム総合管理所 青蓮寺ダム管理所から排出されるポリ塩化ビ
フェニル廃棄物（以下「P C B 廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分
に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の成立を証するため本書を 2 通作成し、発注者及び受注者が署名又は記名捺
印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名 独立行政法人水資源機構分任契約職
 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆 印

受注者 住所
氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(法の遵守)

第2条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第3条

1 （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証もしくは認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証もしくは認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

◎特別管理産業廃棄物の処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
特別管理産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

2 （発注者の排出事業場）

発注者の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称：独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理
所 青蓮寺ダム管理所 受電室
住 所：三重県名張市中知山 1－1 6 6

3 （委託するPCB廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び委託単価は、別表1に定めるとおりとする。

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

受注者が、発注者から処理を委託されたPCB廃棄物を処分する場所（以下「処理施設」という。）、方法及び処理能力は、次のとおりとする。

事業場名：_____
所在地：_____
方法：_____
処理能力：_____

5 （最終処分の場所、方法及び処理能力）

受注者が、発注者から処理を委託されたPCB廃棄物の最終処分（再生を含む。）する場所、方法及びその処理能力は、次のとおりとする。

事業場名：_____
所在地：_____
方法：_____
処理能力：_____

6 （収集・運搬過程における積替保管）

受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物の積替保管を行うことが出来るものとする。積替保管を行う場合の事業範囲は次のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、本契約に係るPCB廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 発注者は、受注者の求めに応じて、P C B廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供するものとする。

- 2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 4 受注者は、P C B廃棄物を、発注者及び受注者が協議して決めた日時に、収集・運搬及び処分するものとする。

(発注者及び受注者の責任範囲)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合において、当該損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は受注者に対してその損害を賠償する。

(再委託)

第6条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、収集・運搬業務を他人に委託せざるを得ない必要が生じた場合は、乙は、予め甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い、収集・運搬業務を再委託することができる。

(再々委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

(義務の譲渡等)

第8条 受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託業務終了報告)

第9条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第10条 受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第12条 受注者は、前条第2項による通知を受けたときは、発注者に対して、書面により請負代金（以下「請求額」という。）の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に請負代金を支払わな

なければならない。

(機密保持)

第13条 発注者及び受注者は、本契約及びこれに付帯する一切の合意に関連して業務上取得した相手方の一切の機密情報（相手方から機密である旨明示して開示されたものに限る。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得て開示する場合、法令若しくは公権力の命令によって開示する場合又は地方公共団体等との協定に基づいて開示する場合は、この限りではない。

(契約の有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和 年 月 日までとする。

2 前項にかかわらず、第5条第2項から第4項及び第13条は本契約終了後も有効とする。

(請負代金額の変更方法等)

第15条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

(業務内容の変更、中止等)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とは協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とは協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合（設計図書に基づき担当職員の指示するところにより履行すべき部分及びその期間を別に定めた場合にあつては、その期間内に当該履行すべき部分を完了することがで

きない場合を含む。)においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額(設計図書に基づき担当職員の指示するところにより履行すべき部分及びその期間を別に定めた場合にあっては、当該履行すべき部分に相応する請負代金相当額)につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ本契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰すべき事由により日々の業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第20条第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六 受注者に関して、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

七 受注者に関して、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相当する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者の責に帰すべき事由により、第 1 項の規定により発注者が本契約を解除する場合において、受注者の処理施設へ搬入を完了した発注者の P C B 廃棄物の処理が未だ終了していないときは、受注者は、発注者の費用をもって当該 P C B 廃棄物を自ら処理するか、又は発注者の承諾を得た上で、発注者が指定する保管場所に受注者の費用をもって引き渡すものとする。

4 第 1 項の規定により発注者が本契約を解除された場合においては、受注者は請負代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

第 19 条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第 1 項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第 20 条 受注者は次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第 16 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第16条第1項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

三 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第1項の規定により受注者が本契約を解除する場合において、受注者の処理施設へ搬入を完了した発注者のPCB廃棄物の処理が未だ終了していないときは、発注者は、当該PCB廃棄物を自らの費用をもって引き取るものとする。

(違約金等の徴収)

第21条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)にお

いて、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第23条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。

（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第24条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔伊賀〕簡易裁判所又は〔津〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義)

第25条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義が生じたときは、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

別表 1

廃棄物の種類（品名）	規格	性状	荷姿	単位	数量	処理料金計（円）
低濃度 PCB 廃棄物	PCB 含有塗膜 （剥離剤含む）	固形状 一部泥状	20L ペー ル缶	kg	288	
低濃度 PCB 廃棄物	PCB 含有塗膜付着 防護服等汚染物	固形状	20L ペー ル缶	kg	29	
				合計		
				うち消費税 （10%）		

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構ホームページからダウンロードした見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(電子メール又はFAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(電子メール又はFAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月18日に交付された「PCB 廃棄物運搬・処理業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。